
農林水産関連

農林水産関連	1
農商工等連携事業	2
農商工等連携事業補助金	5
農林水産関連事業に関する支援及び相談窓口	7

農商工等連携事業

目 的

中小企業者と農林漁業者がそれぞれの経営資源を有効に活用し有機的に連携して行う事業を総合的に支援することで中小企業者の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図ることを目的とする。

基本的要件

(1) 農商工等連携事業

1. 有機的連携

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携しそれぞれの経営資源を有効に活用すること

2. 新商品の開発等

事業により新商品若しくは新役務の開発、生産又は需要の開拓が実現すること

3. 経営の向上・改善

中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること

4. 計画期間

計画期間は、原則 5 年以内

(2) 農商工等連携支援事業

1. 実施主体（一般社団法人、一般財団法人及び NPO 法人）

・社員総会における議決権・表決権又は設立に際して拠出された財産の価格の 2 分の 1 以上を中小企業が有していること。

・中小企業者、農林漁業者をはじめ、商工会議所、商工会、JA、JA 全国中央会、公設試、大学、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人等の関係機関とのネットワークを有していること。

2. 事業の内容

中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、中小企業者または農林漁業者に対する農商工等連携事業に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する。計画期間内に 5 件以上の農商工等連携事業の形成を実現すること、又は 5 件以上の農商工等連携事業に対する指導・助言を行うこと。

3. 計画期間

計画期間は、原則 5 年以内とする。

支援内容

○農商工等連携事業

- (1) 中小企業信用保険法の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- (3) 食品流通構造改善促進機構の債務保証
- (4) 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大
- (5) 設備投資減税制度の特例措置
- (6) 中小企業者に対する低金利融資制度の適用
- (7) 農商工等連携事業補助金制度（補助率：2／3）
- (8) マーケティング等の専門家による継続的なアドバイス

○農商工等連携支援事業

- (1) 中小企業信用保険法の特例等

活用のポイント

農商工等連携支援の実質的支援機関である中小企業基盤整備機構沖縄事務所のプロジェクトマネージャー及びチーフアドバイザーによる案件の発掘、事業計画の策定段階から販路開拓等において、法律認定に向けた支援を受けることができ、さらに事業計画実施後も、確実な事業化・市場化されるまで、フォローアップを行い、支援していきます。

申請先

○内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課

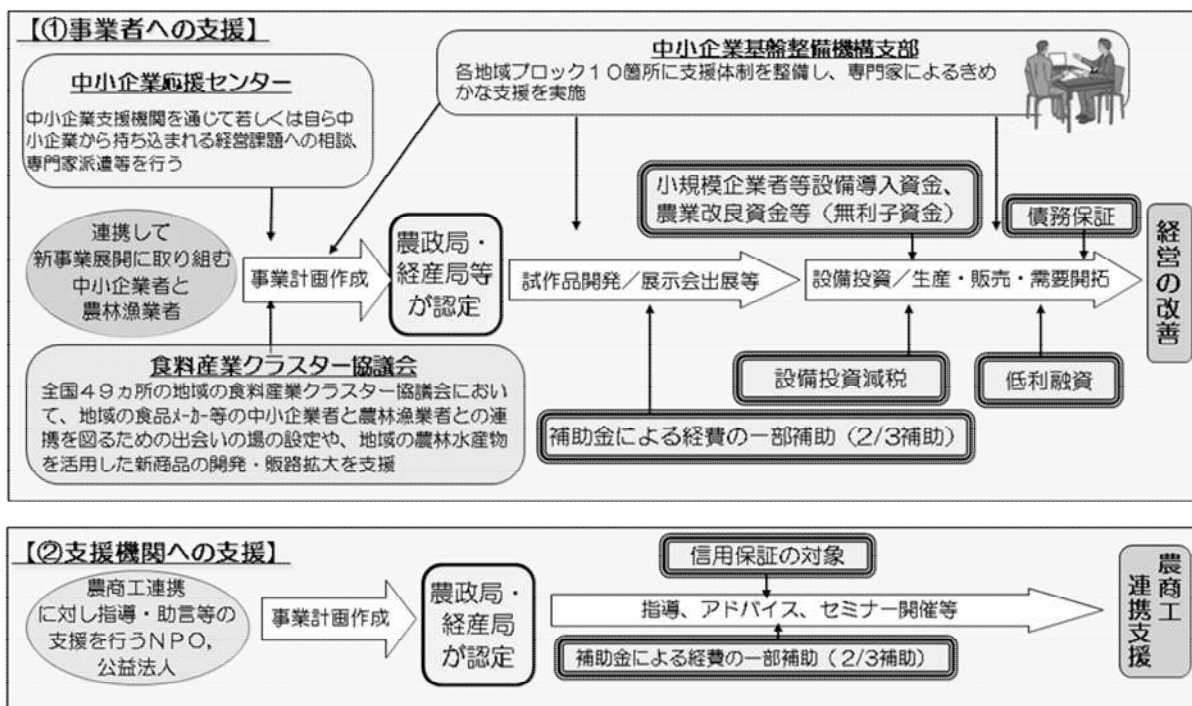
〒900- 0006

沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

那覇第2 地方合同庁舎 2 号館 9 階 TEL 098-866-1755

フロー図等

農工商等連携促進法における支援の流れ



問い合わせ先

○内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館9階 TEL 098-866-1755

○独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所

〒901-0152

沖縄県那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター3階 TEL 098-859-7566

○中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

農商工等連携事業補助金

目 的

中小企業者と農林漁業者がそれぞれの経営資源を有効に活用し有機的に連携して行う事業及び同事業を行う連携体を構築するための事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図ることを目的とする。

対象者

(1) 事業化・市場化支援事業

農商工等連携法第4条に規定する農商工等連携計画の認定を受けた者(代表企業)

(2) 連携体構築支援事業

2以上の中小企業者(農林漁業を営む中小企業者が1以上含まれている場合に限る。)による連携を構築したい者

対象事業

(1) 事業化・市場化支援事業

認定を受けた農商工等連携計画に従って行う事業に必要な経費(連携規定作成、新商品開発、マーケティング等)

(2) 連携体構築支援事業

連携体構築に資する規定の作成、コンサルタント等にかかる経費

補助率等

(1) 事業化・市場化支援事業

- [補助率] 補助対象と認められる経費の2/3以内
[補助金額] 上限額 2,500 万円(技術開発を伴う場合上限 3,000 円) <計画期間合計>
[募集期間] 平成 23 年 1 月 28 日(金)～平成 23 年 2 月 17 日(木)【終了】
※追加公募の有無未定。
[事業期間] 交付決定後、年度以内の期間

(2) 連携体構築支援事業

- [補助率] 補助対象と認められる経費の2/3以内
[補助金額] 上限額 500 万円
[募集期間] 平成 23 年 1 月 28 日(金)～平成 23 年 2 月 17 日(木)【終了】
※追加公募の有無未定。
[事業期間] 交付決定後、年度以内の期間

申請先

- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
〒900- 0006
沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1
那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 9 階 TEL 098-866-1755

問い合わせ先

- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
〒900- 0006
沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1
那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 9 階 TEL 098-866-1755
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所
〒901- 0152
沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター3 階 TEL 098-859-7566
- 中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

農林水産関連事業に関する支援及び相談窓口

(1) 資金支援(農林水産物の加工・流通に関わる資金)

資金名	資金使途	相談窓口
農業近代化資金	① 家畜等購入、育成費 ② 農産物の加工・流通設備の設置	沖縄県農林水産部 農政経済課 団体金融班 TEL:098-866-2257 FAX:098-866-8372
農林漁業施設資金	① 農業に係る施設・機械購入費 ② 家畜等購入、育成費 ③ 農産物の加工・流通設備の設置	
農業改良資金	新たな農業部門の開始、新たな加工事業の開始等に必要な資金	沖縄振興開発金融公庫 本店 融資第三部 農林漁業融資班 TEL (098) 941-1840 中部支店 業務第一課 TEL (098) 937-9559 北部支店 業務課 TEL (0980) 52-2338 宮古支店 業務課 TEL (0980) 72-2446 八重山支店 業務課 TEL (0980) 82-2701
農林漁業施設資金	① 共同利用する農林漁業関係施設及び農機具の改良、取得等に必要な資金 ② 農業関係施設、農機具、養殖施設、漁具及び林産物の処理加工に必要な機会等の改良、取得等に必要な資金	
製糖企業等資金	① 製糖業又はパイナップル缶詰類製造に必要な施設の改良、取得等に必要な資金 ② 製糖業同士、パイナップル缶詰類製造業同士の合併、合理化に必要な資金	
食品流通改善資金	① 卸売市場施設の近代化 ② 食品生産製造提携事業施設 ③ 食品生産販売提携事業施設	
特定農産加工資金	輸入品によって大きく影響を受ける特定農産加工物、関連農産加工物の需要拡大に資する次の事業に必要な資金 ① 新商品・新技術の研究開発等 ② 事業の転換 ③ 生産の共同化等	
水産加工施設資金	水産動植物を原料又は材料として使用する製造・加工施設等の改良、取得等に必要な資金	
中山間地域 活性化資金	中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められる次の事業に必要な資金 ① 加工流通施設 ② 保健機能増進施設 ③ 生産環境施設	

おきなわブランド 振興資金	県の認定と主務大臣の指定を受けた拠点産地で生産される農林水産物(戦略品目)について、その競争力を強化する事業に必要な資金	
沖縄農林畜水産物 等起業化支援資金	農林畜水産物を用いた製品の開発又は農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金	

(2) 農業経営全般に関する相談窓口

- ・北部農業改良普及センター (TEL:0980-52-2752)
- ・中部農業改良普及センター (TEL:098-973-5202)
- ・南部農業改良普及センター (TEL:098-889-3515)
- ・宮古農業改良普及センター (TEL:0980-72-3149)
- ・八重山農業改良普及センター (TEL:0980-82-3497)

(3) 漁業経営全般に関する相談窓口

- ・沖縄県農林水産部水産課 (TEL:098-866-2300)
- ・沖縄県漁業協同組合連合会 (TEL:098-860-2600)